

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

神埼市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡みやき町、北は脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は県都の佐賀市と隣接している。

地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別され、縦に細長い形を成している。

当市で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、神埼地区は、当会が立地する神埼市神埼町南部は、JR神埼駅や旧長崎街道沿いの商店街が形成されていたエリアでもあることから、当市において最も大きな商業集積区域である。

神埼町南部では特に城原川東部において3～5m未満の浸水が予想されており、神埼町北部では城原川西部において一部5mを超える予想箇所も存在する。

また、脊振地区では0.5～3m未満、一部中心部において3～5m未満の浸水が予想されている。

最も浸水範囲が大きいと予想されている千代田地区では、主に佐賀市と久留米市を結ぶ国道264号線（通称：江見線）沿いに、西から大型ショッピングセンター「アニー」をはじめ、割烹料理店や小売店などの商業施設や、久留米や大川市の企業を取引先に持つ製造業等が点在しており、田手川以西では神埼町同様に全域で0.5m～3m、田手川以東に関しては全域で3.0m～5.0mの大規模浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、長崎自動車道以北から山間の脊振町エリアまでの城原川沿いにおいて河川の浸食や土石流の警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が集中している。

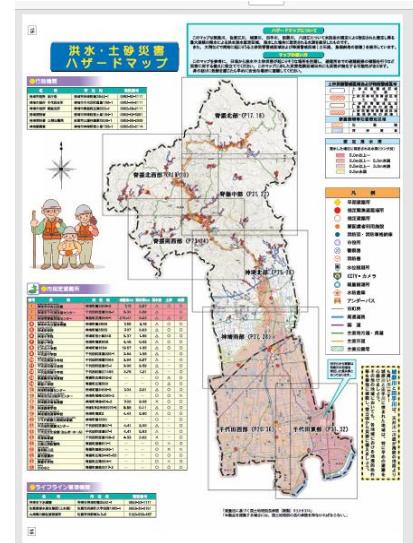
同エリアには旧脊振村時代からの小規模な商業集積のほか、建設業が多く存在する。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上となる可能性については、佐賀平野北縁断層帯により、JR神埼駅を境に以北で背振地区が3%未満、神埼駅から長崎自動車道までのエリアで3～6%、神埼駅以南で6～26%と、南部に行くほど軟弱地盤という理由もあり、震度が大きくなる傾向が見られる。

(その他)

城原川、田手川とともに、しばしば排水不良に起因した氾濫が発生する状況にあり、これは山地から平地に対し川底の傾斜が急変するところや川幅が狭くなっているところ、あるいは屈曲が多い場所が多いことに起因するとともに、有明海の潮位の関係上、常時開放して排水する事が不可能であることにより、平坦部においても各河川の排水機能不良による洪水や浸水が発生し、常習的な災害を発生させている。



神埼市水害ハザードマップ



令和6年3月に改正

近年は事前のクリークの水位調整によって被害が大きく低減している一方で、筑後川への複数の流入箇所においてポンプの設置・未設置箇所が混在していることによって浸水被害の影響に差が出ており、既設ポンプの機能強化と併せて未設置箇所への新規設置に関しても、市から国・県に要望されているところである。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的な流行（パンデミック）を繰り返している。

近年では新型コロナウィルス感染症に代表されるように、長期にわたり市民の日常活動を制限するとともに、従業員の感染不安も懸念され、BtoB、BtoC のいずれの事業者の事業活動においても著しい影響を及ぼすことが明らかとなっている。

さらには、新たなライフスタイルが定着することによる新たな事業展開の必要性など、事業者にとっては災害と同等に大きな脅威となり得る。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

・商工業者数 1,130 事業者 ／ 小規模事業者数 1,018 事業者

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（立地状況） |
|------|---------|---------|-----------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 287 | 脊振・千代田地区をはじめ市内に広く分散 |
| | 製造業 | 142 | 北部（川久保線）・南部（江見線）地区に多い |
| | 卸売業 | 48 | 市内に広く点在。 |
| | 小売業 | 217 | 神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。 |
| | 飲食・宿泊業 | 99 | 神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。 |
| | サービス業 | 266 | 神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。 |
| | 運送・不動産等 | 71 | 市内に広く点在。 |

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・神埼市国土強靭化地域計画（令和2年3月に策定・令和6年3月に変更）
- ・神埼市地域防災計画の策定（最新版：令和6年12月）
- ・市役所、各区長合同による情報伝達訓練および職員招集訓練の実施（毎年5月）
- ・防災備蓄品の備蓄（中央公民館・脊振交流センター・千代田保健センター・中山間地防災備蓄倉庫・神埼市中央交流センター・中央公園体育館）
- ・最新版ハザードマップ（概ね5年ごと見直し・令和8年予定）全戸配布と転入者への窓口配布
- ・地域防災リーダー育成のための研修会および各地区での出前講座の開催

2) 当会の取り組み（第1期計画期間中実績）※令和7年7月末時点

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信（随時：会員向け一斉郵送および当会HP）
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援（14社）
- ・佐賀県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金の申請支援（4社）
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

II. 課題

第1期計画にて発災時または災害発生前の事前対策の周知啓発について一定の体系化を図り、災害発生時の迅速な情報収集や神埼市、商工会連合会、関係機関との連携に関しても明文化できたものの、前項のとおり事業継続力強化計画の策定に至った事業者は14社と、決して十分な成果とは言えない。

特に、新型コロナウィルス感染症が5類に移行したこと、管内事業者の経営状況もコロナ禍以前

の水準に回復することを期待したものの、原油・原材料価格の高騰、相次ぐ最低賃金の大幅見直しによる収益圧迫、深刻な人手不足、コロナ対策資金の元金返済開始、さらには2024問題など、小規模事業者の自助努力をはるかに上回る経営課題が山積していることによって、「万が一」の災害や感染症に対する対策は優先順位が大きく後退しており、頻発する災害に対しても場当たり的な対応にとどまらざるを得なかつた実態がある。

感染症においても同様で、日常生活の激変に対して、給付金や支援金によって事業活動を維持する、いわゆる「対症療法」によって乗り越えはしたもの、事前対策に対する意識は皆無であった。

以上のような内部・外部環境の変化により、保険や共済といったリスクヘッジに対する予防的費用の負担も厳しく、事業継続に向けたBCPの普及が進みづらい要因となっており、職員の支援ノウハウの蓄積と事業者の意識醸成が第2期計画に向けた課題となっている。

III. 目標

第1期計画から引き続き以下の目標を設定する。

- 管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援やセミナー、情報発信を通して、事前対策と発生時の早期対応の重要性および災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- 発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、商工会連合会をはじめ関係機関等との連携体制を平時から構築する。

また、新たに新型ウィルス感染症に関しては以下の目標を追加する。

- 国内または県内において未知のウィルスによる感染症が発生した際の具体的な対策が無く、「国内感染者発生期」「社内感染者発生時」とステージごとの対策が行えるように、改正された事業継続力強化計画においても感染症に関する対策を必ず盛り込んでいくことで周知・意識の喚起に繋げる。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

神埼市商工会（以下・当会）と神埼市（以下・当市）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。※【】内はガイドラインP1における主たる項目区分

〈1. 事前の対策〉

本計画で想定する大規模災害（水災・土砂災害）および新型ウィルス感染症において、発災及び発現時に事業の停滞を回避すべく、管内小規模事業者の事前対策と意識の醸成および当会の支援体制の充実を図る。

1) 管内小規模事業者に対する災害・感染症リスク周知【①注意喚起・②情報提供・⑤知見の共有】

- 全経営指導員がハザードマップを携行し、巡回指導の際に、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- 年3回発行している「神埼市商工会報」や当会ホームページ、メーリングリストを通じて国、県の施策情報やBCPの必要性、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- 関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。
- 保健所や県担当課を講師に招き、業種別ガイドラインの研修や、新型ウィルス感染症の脅威、日常の中で取り入れる感染防止策についての知識習得を図る。
- テレワーク等の多様な働き方と雇用管理について社会保険労務士によるセミナー等の開催による周知を行う。

2) 事業継続力強化計画の策定支援【③策定に関する指導及び助言】

- ・セミナーによる事業継続力強化計画の掘り起しと併せて、令和元年・令和3年に被災された事業者などへの直接アプローチを行うことで、主体性かつ実効性の高い事業継続力計画策定支援を行う。

3) 当会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、令和7年8月に感染症の記載を盛り込んだ加筆・改正版を作成。(別添)

4) 関係団体等との連携【①注意喚起・②情報の提供】

- ・管内4金融機関に対し、当市のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、管内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を得る。
- ・関係機関、損保会社等が開催するBCPセミナー等への共催により、必要性の高い事業者のリストアップ先については順次、個別に参加を勧めて行く。

5) フォローアップ【④フォローアップ実施】

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(特に当地区では水害を想定)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は当市が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用し、必要に応じて共同実施する。)

〈2. 発災後・感染症発生時の対策〉

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、感染症においては社内感染者発生後の二次感染防止である。続いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当市、当会ともに十分に踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・当会は、休業日であれば発災後1時間以内、就業日であれば午前7時30分までに職員10名の安否確認(混線による不通を回避するために電話・メールではなくSNSを活用し安否ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を共有する)を行い、その状況および体制について当市へ報告する。
- ・感染症については保健所の指示および県連合会が策定するマニュアルに基づき、当会による対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当市は家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ随時提供するとともに、事業資産等の被害に関して知り得た情報も共有する。
- ・当会は地区内事業者における事業資産等の大まかな被害状況を当市へ随時提供するとともに、家屋や道路といった生活基盤の被害状況に関して知り得た情報も共有する。
- ・当市において、被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援協力体制を取る。
- ・職員全員が被災または感染等により応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

〈被害規模の目安〉※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

③被害状況・感染者の県等への報告【⑥被害状況の把握及び地方公共団体への報告】

- ・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報を佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
- ・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当市へ同じく報告する。
- ・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当市より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。
- ・感染症について感染者発覚後、速やかに保健所の指示に従い、神埼市担当課および佐賀県商工会連合会を通じて県担当課へ報告する。

〈報告様式〉※大規模災害の場合（その他様式は当会事業継続計画に掲載）

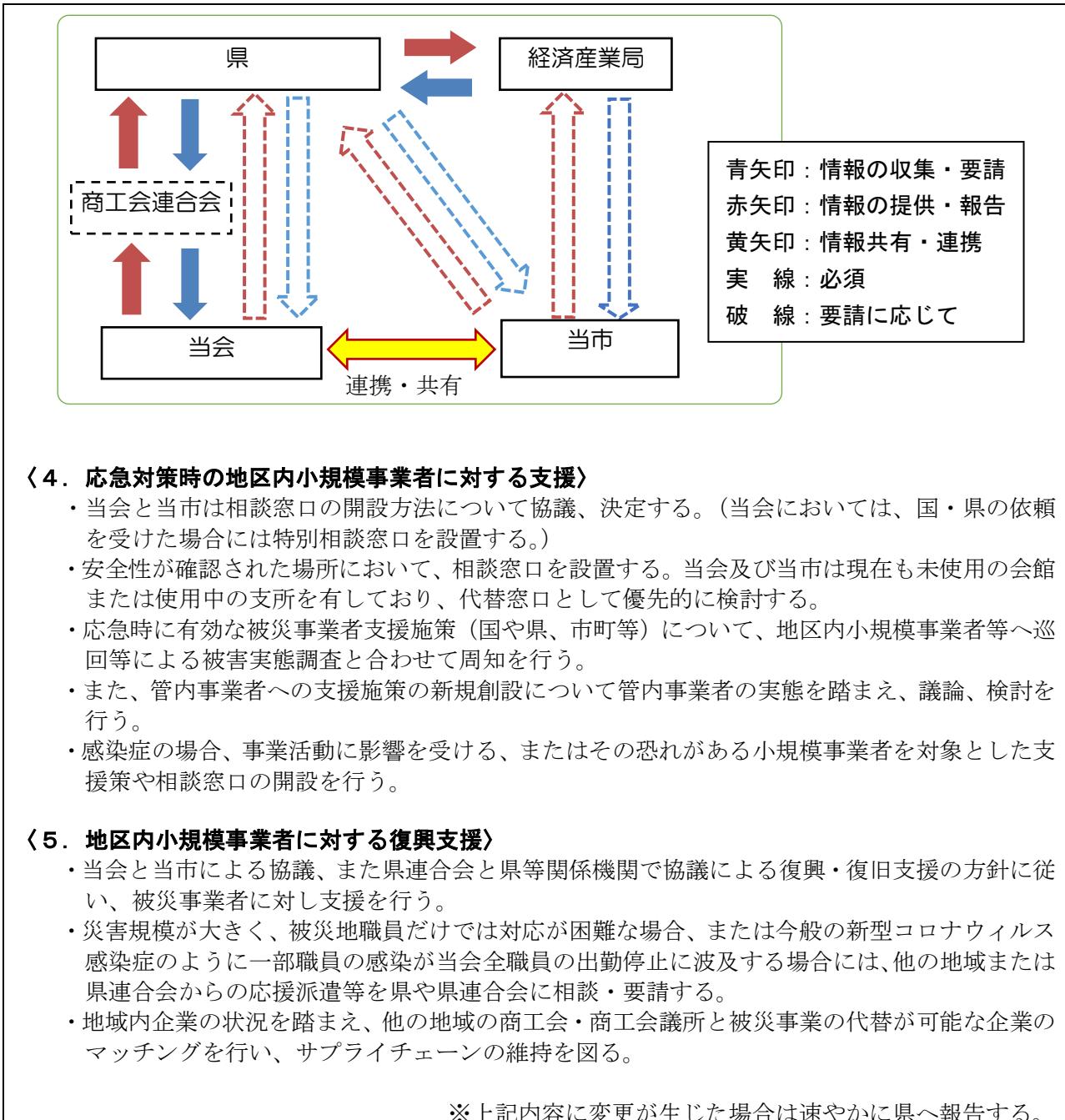
| 会員等被害状況調査 | | | | | | | | | | 報告書2 | | |
|-----------|------|----|----|----------|----|-------------|-------------|------|-------------|------------|-------------|------|
| 被災状況（本格） | | | | | | | | | | 報告書：報告（定期） | | |
| NO. | 事業種別 | 沿線 | 面積 | 倒壊 率% | 安否 | 財産品目 の内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 |
| | 土地 | 建物 | 構造 | 倒壊 率% | 安否 | 財産品目 の内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 | 被害額 （万円） | 被災内訳 |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |

〈報告頻度〉

| | |
|---------|--------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回（9時・17時）共有する。 |
| 1週間～4週間 | 1日に1回（17時）共有する。 |
| 1カ月～2カ月 | 毎週一回（月曜日9時）共有する。 |
| 2カ月以降 | 必要に応じて共有する。 |

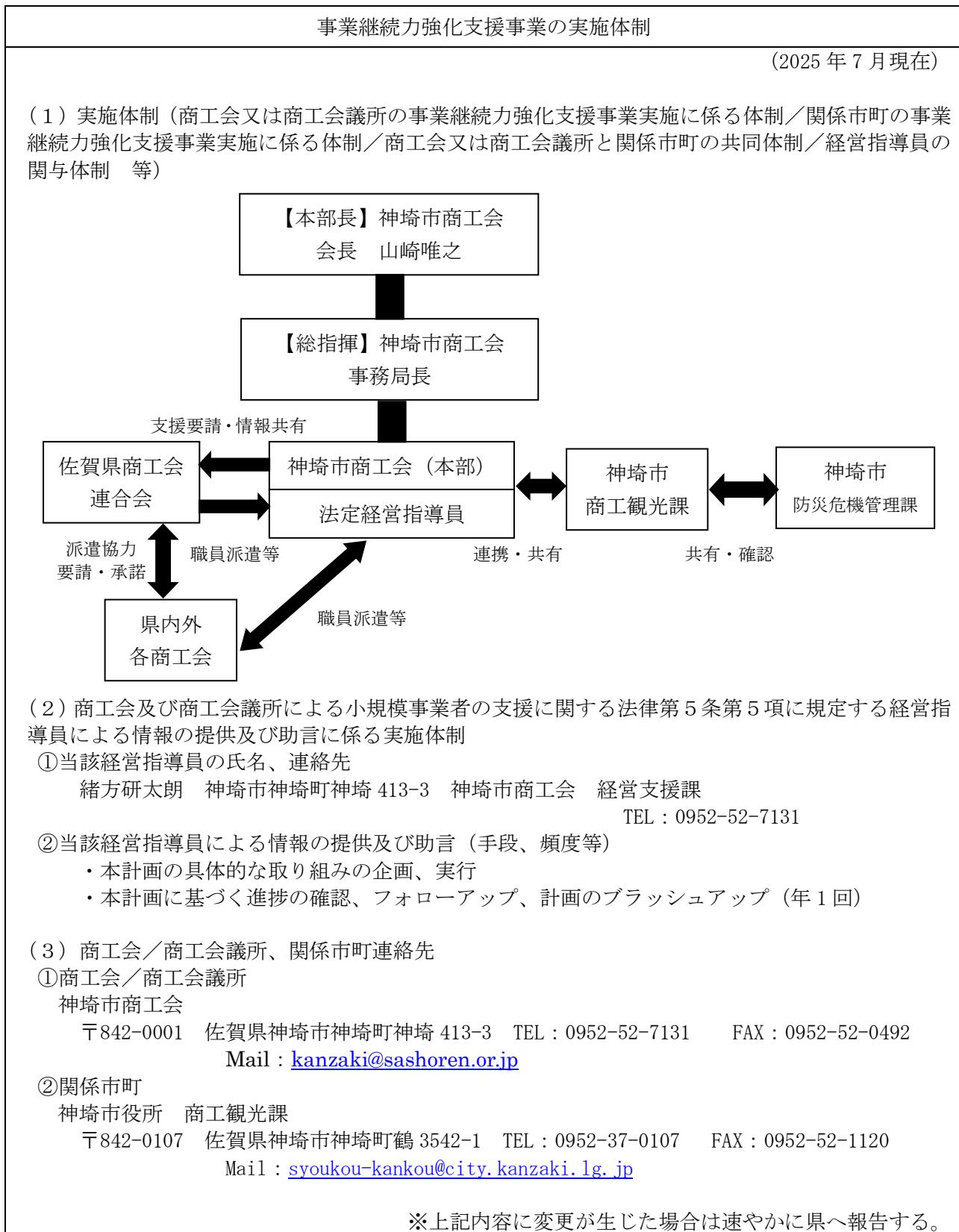
〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当市をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、前項の報告様式に基づき、あらかじめ共有しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当市から県へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|------------|-----|-----|------|------|------|
| 必要な資金の額 | 270 | 170 | 270 | 170 | 270 |
| BCPセミナー開催費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 通信費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 備蓄品購入費 | 150 | 50 | 150 | 50 | 150 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

県・市補助金（セミナー開催・通信費）

事業収入・会費収入（備蓄品等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| | |
|--|----------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | なし |
| 連携して実施する事業の内容 | |
| ① ② ③ ・ ・ ・ | |
| 連携して事業を実施する者の役割 | |
| ① ② ③ ・ ・ ・ | |
| 連携体制図等 | |
| ① | |
| ② | |
| ③ | |